

大分県報

令和二年
号外（二）
一月十四日

（火曜日）

目次

規則

大分県河川プレジャーボート等係留施設利用規則の制定……………一
大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………四

規則

大分県河川プレジャーボート等係留施設利用規則をここに公布する。

令和二年一月十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第一号

大分県河川プレジャーボート等係留施設利用規則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例（令和元年大分県条例第十七号。以下「条例」という。）第十一条の規定に基づき、大分県河川プレジャーボート等係留施設（以下「河川係留施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請等）

第二条 条例第四条第一項の規定により河川係留施設の利用の許可等を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 利用の許可 大分県河川プレジャーボート等係留施設利用許可申請書（第一号様式）
- 二 利用の許可を受けた事項の変更 大分県河川プレジャーボート等係留施設利用許可変更申請書（第二号様式）

2 知事は、前項の許可をしたときは、係留許可証（第三号様式）を申請者に交付するもの

とする。

3 前項の係留許可証は、利用の許可を受けた船舶の船外から確認できる位置に貼付しなければならない。

（利用の中止の届出）

第三条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用を中止しようとする場合は、大分県河川プレジャーボート等係留施設利用中止届（第四号様式）により、知事に届け出なければならない。

（河川係留施設の損傷等の届出）

第四条 利用者は、河川係留施設の施設を損傷し、又は滅失した場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

（免責）

第五条 県は、台風、地震、津波等の天災地変、第三者の行為その他その責めに帰することができない事由によって、利用の許可を受けた船舶に生じた損害又は利用者若しくは利用を許可した船舶の同乗者の生命、身体若しくは財産に生じた損害について、賠償の責任を負わない。

（使用料の不還付）

第六条 既に納入した条例第十条の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（行為の禁止）

第七条 河川係留施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 河川係留施設の施設を損傷し、又はそのおそれのある行為
- 二 河川係留施設に船舶、ごみ、汚物その他これに類する物を捨て、又は放置すること。
- 三 めいていし、若しくは大声を発する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為
- 四 その他知事が河川係留施設の管理上必要と認めて禁止する行為

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、河川係留施設の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年一月十四日

大分県報号外（規則）

一

第1号様式（第2条関係）

大分県河川アレジャーボート等係留施設利用許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

(ふりがな) 氏名

印

電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり大分県河川アレジャーボート等係留施設を利用したいので、大分県河川アレジャーボート等係留施設の設定及び管理に関する条例第4条第1項の規定により申請します。

記

氏名（法人にあっては、名称、代表者及び船舶管理責任者の氏名）	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
電話番号	
所有者	1 個人所有 2 法人所有 3 共同所有
係留施設名	アレジャーボート等係留施設
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
船名	船舶の長さ 船舶の幅 船舶番号

- 注1 所有者形態欄は、該当する数字を○で囲むこと。
 2 共同所有の場合には、その代表者が申請者となり、別に共同所有者名簿を提出すること。
 3 添付書類
 (1) 船舶検査証書又は漁船登録票の写し
 (2) 船舶検査手帳の写し
 (3) 船舶の全体写真

大分県収入証紙貼付欄

第2号様式（第2条関係）

大分県河川アレジャーボート等係留施設利用許可変更申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

(ふりがな) 氏名

印

電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

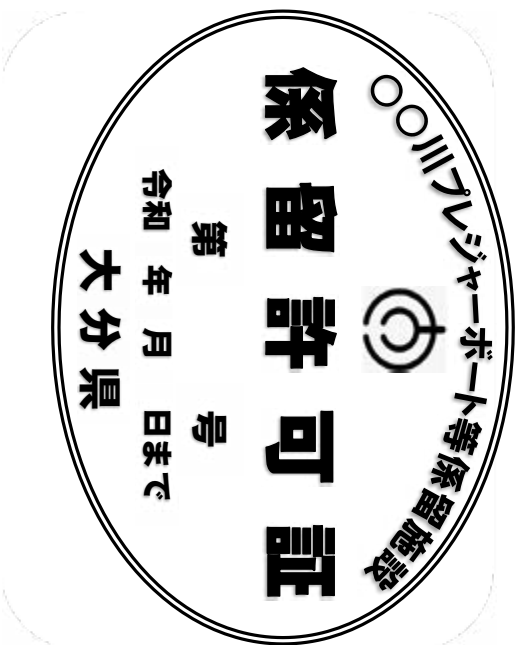
下記のとおり大分県河川アレジャーボート等係留施設の利用の許可事項を変更したいので、大分県河川アレジャーボート等係留施設の設定及び管理に関する条例第4条第1項の規定により申請します。

記

許可番号	
変更前	
変更後	
変更理由	

注 変更の内容が確認できる書類を添付すること。

第3号様式 (第2条関係)



- 注 1 様式は縦10センチメートル、横15センチメートルの楕円形とする。
2 地色は、年度ごとに定める色とする。

第4号様式 (第3条関係)

大分県河川ゾレジャーボート等係留施設利用中止届

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名

電 話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地

及び名称並びに代表者の氏名)

印

下記のとおり大分県河川ゾレジャーボート等係留施設の利用を中止したいので、大分県河川ゾレジャーボート等係留施設利用規則第3条の規定により届け出ます。

記

許可番号	
中止の日	年 月 日
中止理由	

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

事務の名称	手数料の名称	備考
-------	--------	----

を

公の施設又は事務の名称	使用料又は手数料の名称	備考
中江川プレジャーボート等係留施設	河川係留施設使用料	
中川プレジャーボート等係留施設	河川係留施設使用料	

に改める。

第二号様式中

性別	男	女
証紙売りさばき場所	を	

に改める。

証紙売りさばき場所	
-----------	--

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二号様式の改正規定は、公布の日から施行する。